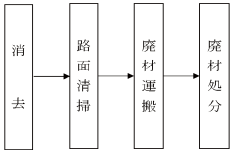


令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表
現 行 基 準(令和7年10月1日)

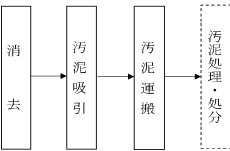
工 種	標準単価		
	機	労	材
区 画 線 消 去 (削取り式)	○	○	

- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
3. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
5. 排水性舗装には適用しない。



工 種	標準単価		
	機	労	材
区 画 線 消 去 (ウォータージェット式)	○	○	

- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。



2-2 標準単価の規格・仕様
区画線工の標準単価の規格・仕様、口当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 区画線設置(溶融式・手動)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
実線	15cm	m	1,000	950	1,100	1,050
	20cm	m	925	879	1,020	967
	30cm	m	625	594	688	653
	45cm	m	550	523	605	575
破線	15cm	m	900	855	990	941
	20cm	m	825	784	908	862
	30cm	m	550	523	605	575
	45cm	m	500	475	550	523
ゼブラ	15cm	m	850	808	935	888
	20cm	m	775	736	853	810
	30cm	m	525	499	578	549
	45cm	m	450	428	495	470
矢印・記号・文字	15cm換算	m	400	380	440	418

- (注) 1. 塗布厚は1.5mm、1.0mmとする。
2. 線色は白色又は黄色とする。
3. 破線は塗布延長とする。

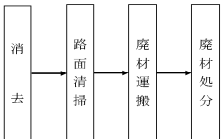
VI-1-①-2

改 定(令和8年8月1日)

【新基準】
[令和8年8月1日以降適用]
令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編）
第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価

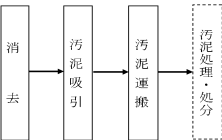
工 種	標準単価		
	機	労	材
区 画 線 消 去 (削取り式)	○	○	

- (注) 1. 単価には雑器具の費用を含む。
2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
3. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。
4. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。
5. 排水性舗装には適用しない。



工 種	標準単価		
	機	労	材
区 画 線 消 去 (ウォータージェット式)	○	○	

- (注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。
2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。



2-2 標準単価の規格・仕様
区画線工の標準単価の規格・仕様、日当たり標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 区画線設置(溶融式・手動)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量			
			供用区間	排水性舗装 供用区間	未供用区間	排水性舗装 未供用区間
実線	15cm	m	860	818	916	899
	20cm	m	785	746	861	821
	30cm	m	555	528	611	580
	45cm	m	460	438	506	481
破線	15cm	m	775	737	853	810
	20cm	m	700	665	770	732
	30cm	m	475	452	523	497
	45cm	m	420	400	462	439
ゼブラ	15cm	m	725	689	798	758
	20cm	m	655	623	721	685
	30cm	m	455	433	501	476
	45cm	m	380	362	418	398
矢印・記号・文字	15cm換算	m	345	328	380	361

- (注) 1. 塗布厚は1.5mm、1.0mmとする。
2. 線色は白色又は黄色とする。
3. 破線は塗布延長とする。

VI-1-①-2

備考

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現 行 基 準(令和7年10月1日)

4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし、溶融式に限り適用出来る。また、自転車マークのように構成する線幅が10 cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2.2 区画線設置(ペイント式・車載式)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量		
			供用区間	未供用区間	
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線	15cm	m	3,000	3,830
		15cm	m	2,500	3,190
	破線	30cm	m	2,000	2,550

(注) 1. 緑色は白色又は黄色とする。

2. 破線は塗布延長とする。

表2.3 区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
削取り式		15cm 換算 m	300
ウォータージェット式	溶融式	15cm 換算 m	600
	ペイント式	15cm 換算 m	700

(注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。

2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考	
補正係数	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区 分	記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去
		溶融式	ペイント式	削取り式	ウォータージェット式
排水性舗装に施工する場合	K ₁	1.05	—	—	—
未供用区間の場合	K ₂	0.91	0.79	—	—

(注) 排水性舗装に施工する場合の補正係数(K₁)は、溶融式(手動)による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用できる。

改 定(令和8年8月1日)

【新基準】
[令和8年8月1日以降適用]
令和7年度 土木工事標準積算基準(共通編)
第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価

4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし、溶融式に限り適用出来る。また、自転車マークのように構成する線幅が10 cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼付け式には適用出来ない。

表2.2 区画線設置(ペイント式・車載式)

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量		
			供用区間	未供用区間	
溶剤型・水性型 (加熱式・常温式)	実線	15cm	m	2,450	3,123
		15cm	m	2,050	2,613
	破線	30cm	m	1,650	2,103

(注) 1. 緑色は白色又は黄色とする。

2. 破線は塗布延長とする。

表2.3 区画線消去

規格・仕様		単位	日当たり標準施工量
削取り式		15cm 換算 m	255
ウォータージェット式	溶融式	15cm 換算 m	500
	ペイント式	15cm 換算 m	605

(注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。

2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 補正係数

(1) 補正係数の適用基準

表2.4 補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考	
補正係数	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	

(2) 補正係数の数値

表2.5 補正係数の数値

区 分	記号	区画線設置	区画線設置	区画線消去	区画線消去
		溶融式	ペイント式	削取り式	ウォータージェット式
排水性舗装に施工する場合	K ₁	1.05	—	—	—
未供用区間の場合	K ₂	0.91	0.79	—	—

(注) 排水性舗装に施工する場合の補正係数(K₁)は、溶融式(手動)による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用できる。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用できる。

備考

VI-1-①-3

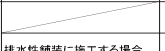
VI-1-①-3

5. 参考資料

表 5. 1 区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様（同等以上）	種 別	施工方式
JIS K 5665 1 種 A	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型
JIS K 5665 1 種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2 種 A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型
JIS K 5665 2 種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3 種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用
区画線用	プライマー	溶融式

表 5. 2 溶融式（手動）の標準的な材料使用量

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				失印・記号・文字	
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm		
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	
		kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25	
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25	
軽油	排水性舗装に施工する場合	L	40	43	65	73	44	49	73	80	47	52	77	89	100	
		L	42	46	68	77	47	52	77	84	50	55	81	94	105	
	未供用区間に施工する場合	L	36	39	59	66	40	44	66	73	43	47	70	81	91	
		L	38	42	62	70	43	47	70	77	45	50	74	85	96	

(注) 1. 塗布厚 1.5 mm の場合の使用量であり、（ ）内は塗布厚 1.0mm の場合の使用量である。
2. 使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
3. プロパンガス等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料）の 5%を計上する。

表 5. 3 ペイント式（車載式）の標準的な材料使用量

名 称	区 分	単位	実線			破線		
			15cm	15cm	30cm	15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140			
	常温式で施工する場合	L	50	50	100			
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118			
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78			
軽油		L	33	40	50			
	未供用区間に施工する場合	L	26	31	39			

(注) 1. 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
2. プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、燃料）の 3%を計上する。

表 5. 4 区画線消去（削取り式）の燃料使用量

名称	単位	15cm 換算	
		L	62
軽油	L		62
ガソリン	L		35

改 定(令和8年8月1日)

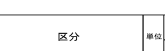
【新基準】
[令和 8 年 8 月 1 日以降適用]
令和 7 年度 土木工事標準積算基準（共通編）
第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価

5. 参考資料

表 5. 1 区画線工で使用する一般的な材料仕様

規格・仕様（同等以上）	種 別	施工方式
JIS K 5665 1 種 A	トラフィックペイント常温型	ペイント式水性型
JIS K 5665 1 種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 2 種 A	トラフィックペイント加熱型	ペイント式水性型
JIS K 5665 2 種 B		ペイント式溶剤型
JIS K 5665 3 種	トラフィックペイント溶融型	溶融式
JIS R 3301	ガラスビーズ	各方式に合わせて使用
区画線用	プライマー	溶融式

表 5. 2 溶融式（手動）の標準的な材料使用量

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				失印・記号・文字	
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm		
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	
		kg	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1695 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25	
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25	
軽油	排水性舗装に施工する場合	L	47	51	72	87	52	58	84	96	58	62	88	106	116	
		L	49	54	76	92	55	60	89	101	58	65	93	111	122	
	未供用区間に施工する場合	L	43	46	66	79	47	52	77	87	51	56	80	96	106	
		L	45	49	69	83	50	55	81	91	53	59	84	101	111	

(注) 1. 塗布厚 1.5 mm の場合の使用量であり、（ ）内は塗布厚 1.0mm の場合の使用量である。
2. 使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。
3. プロパンガス等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料）の 5%を計上する。

表 5. 3 ペイント式（車載式）の標準的な材料使用量

名 称	区 分	単位	実線			破線		
			15cm	15cm	30cm	15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140			
	常温式で施工する場合	L	50	50	100			
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118			
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78			
軽油		L	40	48	59			
	未供用区間に施工する場合	L	31	37	47			

(注) 1. 使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。
2. プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料（塗料、ガラスビーズ、燃料）の 3%を計上する。

表 5. 4 区画線消去（削取り式）の燃料使用量

名称	単位	15cm 換算	
		L	71
軽油	L		71
ガソリン	L		49

備考

現 行 基 準(令和7年10月1日)				改 定(令和8年8月1日)				備考							
								【新基準】 〔令和8年8月1日以降適用〕 令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編） 第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価							
表2.2 高視認性区画線設置(非リブ式・溶融式)								表2.2 高視認性区画線設置(非リブ式・溶融式)							
規格・仕様			単位	日当たり標準施工量				規格・仕様			単位	日当たり標準施工量			
				供用区間		未供用区間						供用区間		未供用区間	
実 線	15cm		m	750		825		実 線	15cm		m	685		754	
	20cm		m	650		715			20cm		m	595		655	
	30cm		m	500		550			30cm		m	455		501	
	45cm		m	425		468			45cm		m	385		424	
ゼブラ	15cm		m	650		715		ゼブラ	15cm		m	585		644	
	20cm		m	550		605			20cm		m	495		545	
	30cm		m	400		440			30cm		m	355		391	
	45cm		m	350		385			45cm		m	310		341	
(注) 線色は白色又は黄色とする。								(注) 線色は白色又は黄色とする。							
表2.3 高視認性区画線消去								表2.3 高視認性区画線消去							
規格・仕様			単位	日当たり標準施工量				規格・仕様			単位	日当たり標準施工量			
				高視認性区画線消去（削取り式）		15cm 換算 m						高視認性区画線消去（削取り式）		15cm 換算 m	
高視認性区画線消去（削取り式）				15cm 換算		m		高視認性区画線消去（削取り式）				15cm 換算		m	
(注) 貼付式には適用出来ない。								(注) 貼付式には適用出来ない。							
2－3 補正係数								2－3 補正係数							
(1) 補正係数の適用基準								(1) 補正係数の適用基準							
表2.4 補正係数の適用基準								表2.4 補正係数の適用基準							
規格・仕様		適用基準				記号	備考	規格・仕様		適用基準				記号	備考
補正係数		未供用区間に施工する場合				K ₁	対象数量	補正係数		未供用区間に施工する場合				K ₁	対象数量
未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。				未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。											
(2) 補正係数の数値								(2) 補正係数の数値							
表2.5 補正係数の数値								表2.5 補正係数の数値							
区分		記号	高視認性区画線設置				区分		記号	高視認性区画線設置					
			リブ式（溶融式）		非リブ式（溶融式）					リブ式（溶融式）		非リブ式（溶融式）			
補正係数		未供用区間に施工する場合	K ₁	0.91		0.91		補正係数		未供用区間に施工する場合	K ₁	0.91		0.91	
2－4 直接工事費の算出								2－4 直接工事費の算出							
直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）								直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量＋材料費（注2）							
(注1) 設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K ₁ ）								(注1) 設計単価＝標準単価（機械・労務）×（K ₁ ）							
(注2) 材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率）								(注2) 材料費＝主材料単価×使用数量×（1＋材料諸雑費率）							
※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。								※主材料は塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料である。							
※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。								※材料諸雑費は、プロパンガス等の費用であり、材料諸雑費率は以下のとおりとする。							
リブ式・非リブ式：0.02								リブ式・非リブ式：0.02							
<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>								<施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合>							
1）1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第Ⅰ編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。								1）1日未満で完了する場合（施工規模が日当たり標準施工量に満たない場合）は、「第Ⅰ編第12章1日未満で完了する作業の積算」に準ずることとする。区画線工、高視認性区画線工において同一作業員の作業となる場合は一連の作業と判定し、同一作業員の作業でない場合はそれぞれで判定する。区画線消去（ウォータージェット式）に関しては、他規格と一連の作業とは考えずに判定する。							
2）表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。								2）表層の完了待ちなどの工程調整により、1日当たりの実施工量が日当たり標準施工量に満たない場合については、1日当たりの実施工量で「1日未満で完了する作業の積算」に該当するかどうかを判定する。							
VI-1-②-2								VI-1-②-2							

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表
現 行 基 準(令和7年10月1日)

2-2 標準単価の規格・仕様・工法選定
構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当り標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	工 法 選 定	日当り標準施工量
無 筋 構 造 物	機 械 施 工	m ³		19 m ³ /日
	人 力 施 工	m ³	重機の使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合。	5.5 m ³ /日
鉄 筋 構 造 物	機 械 施 工	m ³		11 m ³ /日
	人 力 施 工	m ³	重機の使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合。	4 m ³ /日

- (注) 1. 機械施工については、施工基面（機械設置基面）より上下5m以内の作業に適用する。
2. 機械施工のための、施工基面（機械設置基面）造成（作業構台、盛土、掘削等）作業費用は含まない。
3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。
4. P C ・ R C 橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
5. 人力施工によるとりこわし作業に伴う破砕片の積込工法は、人力積込とする。

2-3 補正係数
構造物とりこわし工の補正係数の設定は、下記のとおりである。
(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
補正係数	低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K ₁	対象数量

VI-1-④-2

改 定(令和8年8月1日)

【新基準】
[令和8年8月1日以降適用]
令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編）
第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第1章 土木工事標準単価

2-2 標準単価の規格・仕様・工法選定
構造物とりこわし工の標準単価の規格・仕様・工法選定・日当り標準施工量は、下表のとおりである。

表2.1 規格・仕様区分

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	工 法 選 定	日当り標準施工量
無 筋 構 造 物	機 械 施 工 〔大型ブレーカまたは、コンクリート圧砕機〕	m ³		19 m ³ /日
	人 力 施 工 〔コンクリートブレーカ〕	m ³	重機の使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合。	5.5 m ³ /日
鉄 筋 構 造 物	機 械 施 工 〔大型ブレーカまたは、コンクリート圧砕機〕	m ³		11 m ³ /日
	人 力 施 工 〔コンクリートブレーカ〕	m ³	重機の使用できない狭い場所、部分的な壊しが必要な場合。	4 m ³ /日

- (注) 1. 機械施工については、施工基面（機械設置基面）より上下5m以内の作業に適用する。
2. 機械施工のための、施工基面（機械設置基面）造成（作業構台、盛土、掘削等）作業費用は含まない。
3. 鉄筋を有する構造物は、鉄筋構造物を適用する。
4. P C ・ R C 橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。
5. 人力施工によるとりこわし作業に伴う破砕片の積込工法は、人力積込とする。

2-3 補正係数
構造物とりこわし工の補正係数の設定は、下記のとおりである。
(1) 補正係数の適用基準

表2.2 補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記 号	備 考
補正係数	低騒音・低振動対策	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する	K ₁	対象数量

VI-1-④-2

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年8月1日)	備考
第2章 市場単価 ① 鉄筋工 ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ①-2 鉄筋工(ガス圧接工) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ② インターロッキングブロック工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 4 参考資料(代表的な標準品の形状図例) ③ 防護柵設置工 ③-1 防護柵設置工(ガードレール) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ③-2 防護柵設置工(ガードパイプ) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 5 参考資料 ③-4 防護柵設置工(落石防護柵) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ③-5 防護柵設置工(落石防止柵) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ④ 法面工 ④-1 法面工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 4 参考資料 ④-2 吹付砕工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ⑤ 道路植栽工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ⑥ 橋梁付属物工 ⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ⑦ 薄層カラー舗装工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 【新基準】 [令和8年8月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準 (共通編) 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 第2章 市場単価 ① 鉄筋工 ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ①-2 鉄筋工(ガス圧接工) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ② インターロッキングブロック工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 4 参考資料(代表的な標準品の形状図例) ③ 防護柵設置工 ③-1 防護柵設置工(ガードレール) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ③-2 防護柵設置工(ガードパイプ) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 5 参考資料 ③-4 防護柵設置工(落石防護柵) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ③-5 防護柵設置工(落石防止柵) 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ④ 法面工 ④-1 法面工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 4 参考資料 ④-2 吹付砕工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ⑤ 道路植栽工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ⑥ 橋梁付属物工 ⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項 ⑦ 薄層カラー舗装工 1 適用範囲 2 市場単価の設定 3 適用にあたっての留意事項		

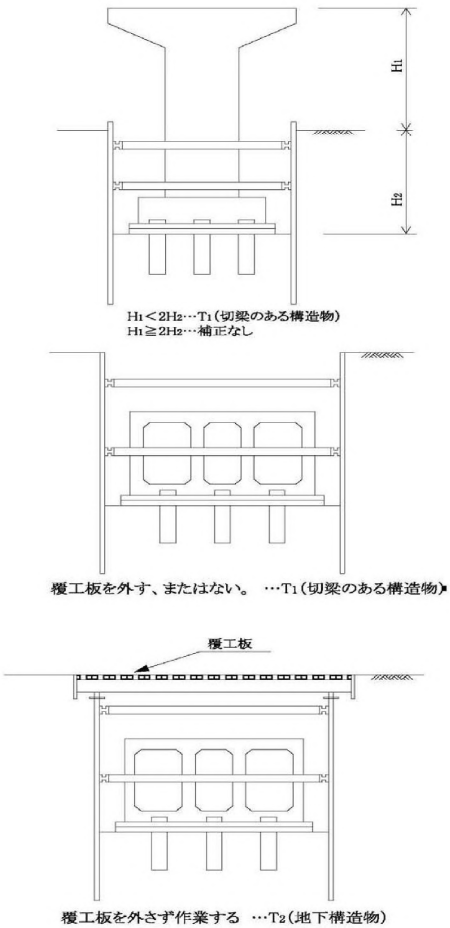
令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現 行 基 準(令和7年10月1日)		改 定(令和8年8月1日)	備考
		【新基準】 [令和8年8月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編） 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価	
⑧ 道路標識設置工……………VI-2-⑧- 1	⑫ 橋面防水工……………VI-2-⑫- 1	⑧ 道路標識設置工……………VI-2-⑧- 1	⑫ 橋面防水工……………VI-2-⑫- 1
1 適用範囲……………VI-2-⑧- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑫- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑧- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑫- 1
2 市場単価の設定……………VI-2-⑧- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑫- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑧- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑫- 1
3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑧- 7	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑫- 3	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑧- 7	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑫- 3
5 参考資料……………VI-2-⑧-16	⑬ グルーピング工……………VI-2-⑬- 1	5 参考資料……………VI-2-⑧-16	⑬ グルーピング工……………VI-2-⑬- 1
⑨ 道路付属物設置工……………VI-2-⑨- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑬- 1	⑨ 道路付属物設置工……………VI-2-⑨- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑬- 1
1 適用範囲……………VI-2-⑨- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑬- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑨- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑬- 1
2 市場単価の設定……………VI-2-⑨- 2	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑬- 2	2 市場単価の設定……………VI-2-⑨- 2	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑬- 2
3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑨- 8		3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑨- 8	
⑩ 公園植栽工……………VI-2-⑩- 1	⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)……………VI-2-⑭- 1	⑩ 公園植栽工……………VI-2-⑩- 1	⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)……………VI-2-⑭- 1
1 適用範囲……………VI-2-⑩- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑭- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑩- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑭- 1
2 市場単価の設定……………VI-2-⑩- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑭- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑩- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑭- 1
3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑩- 3	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑭- 5	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑩- 3	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑭- 5
⑪ 軟弱地盤処理工……………VI-2-⑪- 1	⑮ コンクリート表面処理工 (ウオータージェット工)……………VI-2-⑮- 1	⑪ 軟弱地盤処理工……………VI-2-⑪- 1	⑮ コンクリート表面処理工 (ウオータージェット工)……………VI-2-⑮- 1
1 適用範囲……………VI-2-⑪- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑮- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑪- 1	1 適用範囲……………VI-2-⑮- 1
2 市場単価の設定……………VI-2-⑪- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑮- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑪- 1	2 市場単価の設定……………VI-2-⑮- 1
3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑪- 3	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑮- 2	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑪- 3	3 適用にあたっての留意事項……………VI-2-⑮- 2
5 参考資料……………VI-2-⑪- 5		5 参考資料……………VI-2-⑪- 5	

現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年8月1日)	備考								
第2章 市 場 単 価 ① 鉄 筋 工 S 8 4 0 0 ①ー1 鉄筋工(太径鉄筋含む) 1. 適 用 範 囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。 1ー1 市場単価が適用できる範囲 (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。 (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。 1ー2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。 1) 表1.1に示す工種。 2) ダム本体工事における鉄筋工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 表1.2に示す工種。 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。4) 25 t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 表1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの <table><tr><td>コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓型拡張工</td><td>基準書による</td></tr></table> 表1.2 特別調査によるもの <table><tr><td>コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）</td><td>特別調査等 別途考慮</td></tr></table> VI-2-①-1	コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓型拡張工	基準書による	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮	【廃止】 [令和8年8月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編） 第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 第2章 市 場 単 価 ① 鉄 筋 工 S 8 4 0 0 ①ー1 鉄筋工(太径鉄筋含む) 1. 適 用 範 囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋工に適用する。 1ー1 市場単価が適用できる範囲 (1) 河川、海岸、道路、水路、コンクリート橋梁、鋼橋用及びコンクリート橋（PCコンボ橋、PC合成桁橋）用床版（PC床版は除く）等の鉄筋構造物の加工・組立、及び、差筋（削孔等を行うあと施工アンカーは除く）、場所打杭の鉄筋かごの加工・組立。 (2) 鉄筋径は、D10（φ9）以上D51（φ51）以下とする。 1ー2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事積算基準書等により別途積算するもの。 1) 表1.1に示す工種。 2) ダム本体工事における鉄筋工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 表1.2に示す工種。 2) 鉄筋加工、もしくは、鉄筋組立のみ。 3) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。4) 25 t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーン以外のクレーンを使用する場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 表1.1 土木工事積算基準書等により別途積算するもの <table><tr><td>コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓型拡張工</td><td>基準書による</td></tr></table> 表1.2 特別調査によるもの <table><tr><td>コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）</td><td>特別調査等 別途考慮</td></tr></table> VI-2-①-1	コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓型拡張工	基準書による	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮	
コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓型拡張工	基準書による									
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮									
コンクリートブロック積（張）の連結ブロック等の連結用鉄筋工 コンクリート舗装工 道路維持修繕の橋梁地覆補修工 ポストテンション桁製作 PC橋架設工 ポストテンション場所打ボロースラブ橋 ポストテンション場所打箱桁橋 伸縮装置工 沓型拡張工	基準書による									
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他（特に加工・組立が困難な構造物）	特別調査等 別途考慮									

現 行 基 準(令和7年10月1日)		改 定(令和8年8月1日)		備考																						
2. 市場単価の設定		【廃止】 〔令和8年8月1日以降適用〕 令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編） 第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価																								
2-1 市場単価の構成と範囲		2. 市場単価の設定																								
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。		2-1 市場単価の構成と範囲																								
<table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td>○</td><td>○</td><td>×※</td></tr></table>		工 種	市場単価			機	労	材	鉄筋工	○	○	×※	<table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td>○</td><td>○</td><td>×※</td></tr></table>		工 種	市場単価			機	労	材	鉄筋工	○	○	×※	
工 種	市場単価																									
	機	労	材																							
鉄筋工	○	○	×※																							
工 種	市場単価																									
	機	労	材																							
鉄筋工	○	○	×※																							
(注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また、25 t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。		(注) 1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また、25 t 吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。																								
2. ガス圧接費、及び機械離手費を含まない。		2. ガス圧接費、及び機械離手費を含まない。																								
3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。		3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。																								
表2. 1 場所打杭用かご筋の計上区分		表2. 1 場所打杭用かご筋の計上区分																								
<table><tr><th>区分</th><th>異形棒鋼または丸鋼を使用</th><th>左記以外を使用</th></tr><tr><td>補強材(補強リング)</td><td>鉄筋材料費に含む※</td><td>材料費・加工費を別途計上</td></tr><tr><td>スペーサ</td><td>鉄筋材料費に含む※</td><td>材料費を別途計上</td></tr></table>		区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用	補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上	スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上	<table><tr><th>区分</th><th>異形棒鋼または丸鋼を使用</th><th>左記以外を使用</th></tr><tr><td>補強材(補強リング)</td><td>鉄筋材料費に含む※</td><td>材料費・加工費を別途計上</td></tr><tr><td>スペーサ</td><td></td><td>材料費を別途計上</td></tr></table>		区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用	補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上	スペーサ		材料費を別途計上					
区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用																								
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上																								
スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上																								
区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用																								
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上																								
スペーサ		材料費を別途計上																								
4. ※については、S 8 4 0 0により考慮されるため、(注) 1. で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。		4. ※については、S 8 4 0 0 いるが、別途計上する必要																								
2-2 市場単価の規格・仕様		2-2 市場単価の規格・仕様																								
鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。		鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。																								
表2. 2 規格・仕様区分		表2. 2 規格・仕様区分																								
<table><tr><th>規 格 ・ 仕 様</th><th>適 用 基 準</th><th>単 位</th></tr><tr><td>一般構造物</td><td>構造物の鉄筋の加工・組立</td><td>t</td></tr><tr><td>場所打杭用かご筋</td><td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td><td>t</td></tr></table>		規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位	一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t	<table><tr><th>規 格 ・ 仕 様</th><th>適 用 基 準</th><th>単 位</th></tr><tr><td>一般構造物</td><td>構造物の鉄筋の加工・組立</td><td>t</td></tr><tr><td>場所打杭用かご筋</td><td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td><td>t</td></tr></table>		規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位	一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t					
規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位																								
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t																								
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t																								
規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	単 位																								
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t																								
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t																								
(注) 1. クレーン使用を標準とする。		(注) 1. クレーン使用を標準とする。																								
2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。		2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。																								
3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。		3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。																								
VI-2-①-2		VI-2-①-2																								

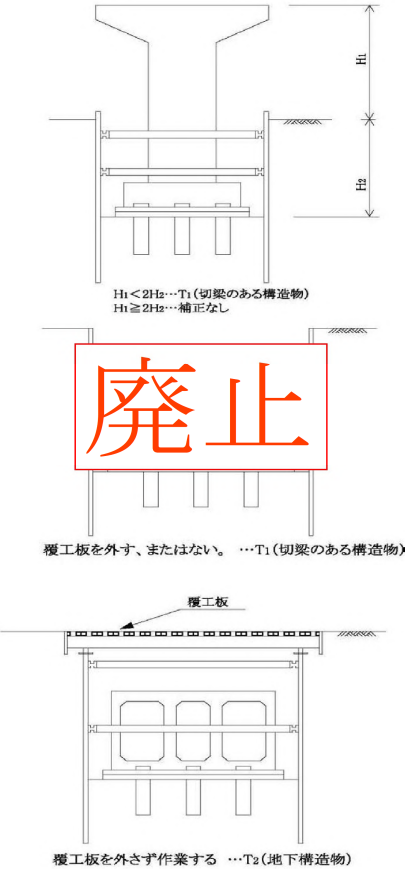
令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表
現 行 基 準(令和7年10月1日)



VI-2-①-3

改 定(令和8年8月1日)

【廃止】
[令和8年8月1日以降適用]
令和7年度 土木工事標準積算基準 (共通編)
第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価



VI-2-①-3

備考

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現 行 基 準(令和7年10月1日)

2－3 加算率、補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.3 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適 用 基 準		記号	備 考
加 算 率	施 工 規 模	標準		S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。			
		S ₁	全体数量		

1) 補正係数1（必要条件を選択）

補 正 係 数 1	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20 時～G 時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	法 面 作 業	勾配が 1:1.5 より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量
	太 径 鉄 筋	1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 10%以上 20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 20%以上 40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量

2) 補正係数2（1項目を選択）

補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)≤(H ₂)×2	T ₁	対象数量
	地 下 構 造 物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量
	橋 梁 用 床 版	鋼橋用及びコンクリート橋（P Cコンボ橋、P C合成桁橋）用床版（P C床版は除く）の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量
	R C 場 所 打 ホ ロ ー ス ラ ブ 橋	R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量

(注)1. 太径鉄筋（D38 以上D51 以下）の割合が 10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が 10%未満の場合は、係数の補正は行わない。

2. 太径鉄筋の補正係数は、一単位当り構造物の単価を係数で補正する。

3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。

太径鉄筋の割合＝
$$\frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$$

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.4 加算率の数値

区 分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量	
加 算 率	施工規模	S ₀	10 t 以上 0%
	施工規模	S ₁	10 t 未満 15%

VI-2-①-4

改 定(令和8年8月1日)

【廃止】

[令和8年8月1日以降適用]

令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編）

第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価

2－3 加算率、補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.3 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様		適 用 基 準		記号	備 考
加 算 率	施 工 規 模	標準		S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。			
		S ₁	全体数量		

1) 補正係数1（必要条件を選択）

補 正 係 数 1	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20 時～6 時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
	トンネル内作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量
	法 面 作 業	勾配が 1:1.5 より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量
	太 径 鉄 筋	1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 10%以上 20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 20%以上 40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量
		1 単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が 40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量

2) 補正係数2（1項目を選択）

補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)≤(H ₂)×2	T ₁	対象数量
	地 下 構 造 物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量
	橋 梁 用 床 版	鋼橋用及びコンクリート橋（P Cコンボ橋、P C合成桁橋）用床版（P C床版は除く）の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量
	R C 場 所 打 ホ ロ ー ス ラ ブ 橋	R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量

(注)1. 太径鉄筋（D38 以上D51 以下）の割合が 10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が 10%未満の場合は、係数の補正は行わない。

2. 太径鉄筋の補正係数は、一単位当り構造物の単価を係数で補正する。

3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。

太径鉄筋の割合＝
$$\frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$$

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.4 加算率の数値

区 分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量	
加 算 率	施工規模	S ₀	10 t 以上 0%
	施工規模	S ₁	10 t 未満 15%

VI-2-①-4

現 行 基 準(令和7年10月1日)				改 定(令和8年8月1日)				備考						
表2. 5 補正係数の数値				表2. 5 補正係数の数値										
1) 補正係数 1 (必要条件を選択)				1) 補正係数 1 (必要条件を選択)										
補正係数 1	区 分		記 号	一般構造物,場所打杭用かご筋	補正係数 1	区 分		記 号	一般構造物,場所打杭用かご筋	補正係数 1	区 分		記 号	一般構造物
	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10		時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合		K ₁	1.10		切 梁 の あ る 構 造 物		T ₁	1.00
	夜 間 作 業		K ₂	1.25		夜 間 作 業		K ₂	1.25		地 下 構 造 物		T ₂	1.10
	ト ン ネ ル 内 作 業		K ₃	1.10		ト ン ネ ル 内 作 業		K ₃	1.10		橋 梁 用 床 版		T ₃	0.85
	法 面 作 業		K ₄	1.15		法 面 作 業		K ₄	1.15		R C 場 所 打 ホ ロ ス ラ ブ 橋		T ₄	1.15
	太 径 鉄 筋		K ₅	0.9		太 径 鉄 筋		K ₅	0.9		差 筋 及 び 杭 頭 処 理		T ₅	0.95
			K ₆	0.8				K ₆	0.8					
K ₇			0.7	K ₇	0.7									
(注) 1. 施工規模加算率 (S ₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K ₁) が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。				(注) 1. 施工規模加算率 (S ₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K ₁) が重複する場合は, 施工規模加算率のみを対象とする。										
2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は, トンネル内作業の補正, 法面作業の補正を行わない。				2. 規格・仕様区分において場所打杭用かご筋を適用する場合は, トンネル内作業の補正, 法面作業の補正を行わない。										
3. トンネル内作業は, 時間的制約を受ける場合の補正, 夜間作業の補正を行わない。				3. トンネル内作業は, 時間的制約を受ける場合の補正, 夜間作業の補正を行わない。										
2) 補正係数 2 (1項目を選択)				2) 補正係数 2 (1項目を選択)										
補正係数 2	区 分		記 号	一般構造物	補正係数 2	区 分		記 号	一般構造物	補正係数 2	区 分		記 号	一般構造物
	切 梁 の あ る 構 造 物		T ₁	1.00		切 梁 の あ る 構 造 物		T ₁	1.00		切 梁 の あ る 構 造 物		T ₁	1.00
	地 下 構 造 物		T ₂	1.10		地 下 構 造 物		T ₂	1.10		地 下 構 造 物		T ₂	1.10
	橋 梁 用 床 版		T ₃	0.85		橋 梁 用 床 版		T ₃	0.85		橋 梁 用 床 版		T ₃	0.85
	R C 場 所 打 ホ ロ ス ラ ブ 橋		T ₄	1.15		R C 場 所 打 ホ ロ ス ラ ブ 橋		T ₄	1.15		R C 場 所 打 ホ ロ ス ラ ブ 橋		T ₄	1.15
	差 筋 及 び 杭 頭 処 理		T ₅	0.95		差 筋 及 び 杭 頭 処 理		T ₅	0.95		差 筋 及 び 杭 頭 処 理		T ₅	0.95
(注) 1. 項目の選択は, 3. 適用にあたっての留意事項 (10) フロー図による。				(注) 1. 項目の選択は, 3. 適用にあたっての留意事項 (10) フロー図による。										
2. K ₃ , K ₄ を適用する場合, 補正係数 2 は適用しない。				2. K ₃ , K ₄ を適用する場合, 補正係数 2 は適用しない。										
3. K ₅ , K ₆ , K ₇ を適用する場合は, T ₃ , T ₄ は適用しない。				3. K ₅ , K ₆ , K ₇ を適用する場合は, T ₃ , T ₄ は適用しない。										
2-4 直接工事費の算出				2-4 直接工事費の算出										
直接工事費＝設計単価 (注 1) ×設計数量+材料費 (注 2)				直接工事費＝設計単価 (注 1) ×設計数量+材料費 (注 2)										
(注 1) 設計単価＝標準の市場単価× (1 + S ₀ or S ₁ / 100) × (K ₁ × K ₂ × …… × K ₇) × (T ₁ or T ₂ or …… or T ₅)				(注 1) 設計単価＝標準の市場単価× (1 + S ₀ or S ₁ / 100) × (K ₁ × K ₂ × …… × K ₇) × (T ₁ or T ₂ or …… or T ₅)										
※ T ₁ ～ T ₅ は 1 項目を選択				※ T ₁ ～ T ₅ は 1 項目を選択										
(注 2) 材料費の計上は次による。				(注 2) 材料費の計上は次による。										
材料費＝設計質量× 1.03 (ロス分) ×鉄筋材料単価				材料費＝設計質量× 1.03 (ロス分) ×鉄筋材料単価										
3. 適用にあたっての留意事項				3. 適用にあたっての留意事項										
市場単価の適用にあたっては, 以下の点に留意すること。				市場単価の適用にあたっては, 以下の点に留意すること。										
(1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし, 市場単価の区分はしない。				(1) 普通鉄筋・異形鉄筋とも同一条件とし, 市場単価の区分はしない。										
(2) 鉄筋強度, 長さは問わない。				(2) 鉄筋強度, 長さは問わない。										
(3) 鉄筋工の継手は, 重ね継手を標準とし, 機械継手の場合は, 機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。				(3) 鉄筋工の継手は, 重ね継手を標準とし, 機械継手の場合は, 機械継手の材料費・設置手間を別途計上する。										
また, ガス圧接の場合は, 土木工事標準積算基準書第VI編第 2 章①－2 鉄筋工 (ガス圧接工) によるものとする。				また, ガス圧接の場合は, 土木工事標準積算基準書第VI編第 2 章①－2 鉄筋工 (ガス圧接工) によるものとする。										
(4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費, 鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。				(4) フック鉄筋以外の定着工法用の鉄筋加工費, 鉄筋のねじ切り加工費は別途計上する。										
(5) フレアー溶接を行う場合は, フレアー溶接費用を別途計上する。				(5) フレアー溶接を行う場合は, フレアー溶接費用を別途計上する。										
VI-2-①-5				VI-2-①-5										

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年8月1日)	備考		
(6) 場所打杭用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスベーサは表2.1の計上区分による。 (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。 (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置、組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。 (9) 一工事中に複数の補正係数2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。 (10) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。	【廃止】 [令和8年8月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編） 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 (6) 場所打杭用かご筋は、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスベーサは表2.1の計上区分による。 (7) 架台を必要とする場合は、架台の製作・組立費用を別途計上する。 (8) 組立鋼材（形鋼）を必要とする場合は、組立鋼材（形鋼）の材料費・設置手間（クレーン等による組立鋼材（形鋼）設置、組立鋼材（形鋼）とライナープレートなどとの接合費用等）を別途計上（特別調査等）する。 (9) 一工事中に複数の補正係数2（タイプ）に該当する場合は、それぞれの「補正係数2」毎の単価を適用する。ただし、施工規模加算率の判定は一工事全体の合計数量で判定する。 (10) 規格・仕様区分及び補正係数2の適用は次に示すフローによる。			
規格・仕様 一般構造物である。 場所打杭用かご筋である。 補正係数2 差筋もしくは杭頭処理である。 YES T 5(差筋及び杭頭処理) NO R C場所打ちホロースラブである。 YES T 4(R C場所打ちホロースラブ橋) NO 橋梁用床版である。 YES T 3(橋梁用床版) NO 覆工板を外さず施工する。 YES T 2(地下構造物) NO 切梁がある。 YES ・ $H_1 < 2 H_2$ である。 ・ H_1 が存在しない。 YES T 1(切梁のある構造物) NO 補正なし VI-2-①-6	規格・仕様 一般構造物である。 場所打杭用かご筋である。 補正係数2 差筋もしくは杭頭処理である。 YES T 5(差筋及び杭頭処理) NO R C場所打ちホロースラブである。 YES T 4(R C場所打ちホロースラブ橋) NO 橋梁用床版である。 YES T 3(橋梁用床版) NO 覆工板を外さず施工する。 YES T 2(地下構造物) NO 切梁がある。 YES ・ $H_1 < 2 H_2$ である。 ・ H_1 が存在しない。 YES T 1(切梁のある構造物) NO 補正なし VI-2-①-6 <tr><td></td><td></td><td></td></tr>			

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現 行 基 準(令和7年10月1日)	改 定(令和8年8月1日)	備 考
(11) 使用クレーンの規格は、25 t 吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や仕様が異なる場合は別途考慮する。 (12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 (13) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。 VI-2-①-7	【廃止】 [令和8年8月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編） 第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 (11) 使用クレーンの規格は、25 t 吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や仕様が異なる場合は別途考慮する。 (12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 (13) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。 廃止 VI-2-①-7	

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表
現 行 基 準(令和7年10月1日)

現 行 基 準(令和7年10月1日)		改 定(令和8年8月1日)		備考																																																																																																
①ー2 鉄筋工(ガス圧接工) S 8 5 0 1 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。 1ー1 市場単価が適用できる範囲 1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工。 1ー2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 熱間押抜法によるガス圧接工。 2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。 2. 市場単価の設定 2ー1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。<table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th><th rowspan="2">圧 接 作 業</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>ガス圧接工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>(注)1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。 2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。 2ー2 市場単価の規格・仕様 ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。<table><tr><th colspan="3">表2. 1 規格・仕様</th><th rowspan="2">単 位</th></tr><tr><th colspan="3">規 格 ・ 仕 様</th></tr><tr><td rowspan="9">ガス圧接工 手動(半自動) 自 動</td><td>D19+D19</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D22+D22</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D25+D25</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D29+D29</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D32+D32</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D35+D35</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D38+D38</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D41+D41</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D51+D51</td><td></td><td>箇所</td></tr></table>(注)1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。 2. 手動（半自動）、自動の区分は問わない。		工 種	市場単価			圧 接 作 業	機	労	材	ガス圧接工	○	○	○		表2. 1 規格・仕様			単 位	規 格 ・ 仕 様			ガス圧接工 手動(半自動) 自 動	D19+D19		箇所	D22+D22		箇所	D25+D25		箇所	D29+D29		箇所	D32+D32		箇所	D35+D35		箇所	D38+D38		箇所	D41+D41		箇所	D51+D51		箇所	【廃止】 [令和8年8月1日以降適用] 令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編） 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ①ー2 鉄筋工(ガス圧接工) S 8 5 0 1 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。 1ー1 市場単価が適用できる範囲 1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工。 1ー2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 熱間押抜法によるガス圧接工。 2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。 2. 市場単価の設定 2ー1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。<table><tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th><th rowspan="2">圧 接 作 業</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>ガス圧接工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>(注)1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。 2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。 2ー2 市場単価の規格・仕様 ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。<table><tr><th colspan="3">表2. 1 規格・仕様</th><th rowspan="2">単 位</th></tr><tr><th colspan="3">規 格 ・ 仕 様</th></tr><tr><td rowspan="9">ガス圧接工 手動(半自動) 自 動</td><td>D19+D19</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D22+D22</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D25+D25</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D29+D29</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D32+D32</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D35+D35</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D38+D38</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D41+D41</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>D51+D51</td><td></td><td>箇所</td></tr></table>(注)1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。 2. 手動（半自動）、自動の区分は問わない。		工 種	市場単価			圧 接 作 業	機	労	材	ガス圧接工	○	○	○		表2. 1 規格・仕様			単 位	規 格 ・ 仕 様			ガス圧接工 手動(半自動) 自 動	D19+D19		箇所	D22+D22		箇所	D25+D25		箇所	D29+D29		箇所	D32+D32		箇所	D35+D35		箇所	D38+D38		箇所	D41+D41		箇所	D51+D51		箇所	
工 種	市場単価			圧 接 作 業																																																																																																
	機	労	材																																																																																																	
ガス圧接工	○	○	○																																																																																																	
表2. 1 規格・仕様			単 位																																																																																																	
規 格 ・ 仕 様																																																																																																				
ガス圧接工 手動(半自動) 自 動	D19+D19		箇所																																																																																																	
	D22+D22		箇所																																																																																																	
	D25+D25		箇所																																																																																																	
	D29+D29		箇所																																																																																																	
	D32+D32		箇所																																																																																																	
	D35+D35		箇所																																																																																																	
	D38+D38		箇所																																																																																																	
	D41+D41		箇所																																																																																																	
	D51+D51		箇所																																																																																																	
工 種	市場単価			圧 接 作 業																																																																																																
	機	労	材																																																																																																	
ガス圧接工	○	○	○																																																																																																	
表2. 1 規格・仕様			単 位																																																																																																	
規 格 ・ 仕 様																																																																																																				
ガス圧接工 手動(半自動) 自 動	D19+D19		箇所																																																																																																	
	D22+D22		箇所																																																																																																	
	D25+D25		箇所																																																																																																	
	D29+D29		箇所																																																																																																	
	D32+D32		箇所																																																																																																	
	D35+D35		箇所																																																																																																	
	D38+D38		箇所																																																																																																	
	D41+D41		箇所																																																																																																	
	D51+D51		箇所																																																																																																	

VI-2-①-10

VI-2-①-10

令和7年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

現 行 基 準(令和7年10月1日)

2－3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備 考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が、100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量
補 正 係 数	時間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

規格・仕様		記号	ガ ス 圧 接 工
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	100箇所以上 0%
		S ₁	100箇所未満 15%
補 正 係 数	時間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.15
	夜 間 作 業	K ₂	1.45

(注) 施工規模加算率（S₁）と時間的制約を受ける場合の補正（K₁）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

改 定(令和8年8月1日)

【廃止】

[令和8年8月1日以降適用]

令和7年度 土木工事標準積算基準（共通編）

第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価

2－3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.2 加算率・補正係数の適用基準

規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	記号	備 考
加 算 率	施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量
		1工事の施工規模が、100箇所未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・全仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量
補 正 係 数	時間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

規格・仕様		記号	ガ ス 圧 接 工
加 算 率	施 工 規 模	S ₀	100箇所以上 0%
		S ₁	100箇所未満 15%
補 正 係 数	時間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K ₁	1.15
	夜 間 作 業	K ₂	1.45

(注) 施工規模加算率（S₁）と時間的制約を受ける場合の補正（K₁）が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。

2－4 直接工事費の算出

直接工事費＝設計単価（注）×設計数量

(注) 設計単価＝標準の市場単価×（1＋S₀or S₁／100）×（K₁×K₂）

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 普通鉄筋、異形鉄筋の区分はしない。

(2) 圧接作業に必要な施工器具（ホース、ポンプ、バーナー等）、圧接面の清掃費用を含む。

(3) 随意契約により調整をおこなう追加工事の取り扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定するものとする。

備考

VI-2-①-11

VI-2-①-11